

親元に同居・近居される人、子育て世代の住宅取得を応援します

問 総務企画課 企画係 ☎ 52-5803

お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業

田布施町内に住宅を新築・中古購入した人で、新たに親元同居される人や町内に近居をされる人に、地元で使える商品券最大5万円分を交付します。

◇応援内容

- ・地元で使える商品券(最大5万円分)を交付
- ・町外からの転入を伴う人は10万円分の商品券を加算

◇対象者要件

- ・町内に新たに住宅を新築または購入する人
- ・町内に親世帯が5年以上在住している人、または町内に子世帯が5年以上在住しており親世帯の住民異動により新たに同居を開始する人

※すでに同居されている人は対象外となります。

◇住宅要件

- ・平成29年4月1日～平成30年3月31日に住宅登記の完了を予定していること
- ・住宅の持ち分が申請世帯の合計で2分の1以上であること

がんばれ！子育て世代住宅取得応援事業

田布施町内に住宅を新築・中古購入した人で、中学生以下の子を扶養している人に、地元で使える商品券最大5万円分を交付します。

◇応援内容

申請された人へ地元で使える商品券(最大5万円)を交付

◇対象者要件

- ・町内に新たに住宅を新築または購入する人
- ・中学生以下の子を扶養している人

◇住宅要件

- ・平成29年4月1日～平成30年3月31日に住宅登記の完了を予定していること
- ・住宅の持ち分が申請世帯の合計で2分の1以上であること

※リフォームや増築は対象外となります。

《共通事項》

◇申請方法 総務企画課企画係へ来庁による事前相談を行ってください。相談後に申請書類をお渡しします。

◇申請期間 平成29年4月1日～平成30年3月30日(平成30年2月28日までに事前相談が必要です)

◇注意事項 以下の人は対象外となります。

- ①平成27～28年度に実施した同事業ですでに商品券を受けた人
- ②国や地方公共団体が行う用地買収などでの新築や移転を行った人
- ③災害などに伴う保険給付により新築や移転を行った人
- ④増築や住宅改修による同居・近居を予定している人

※親元同居・近居住宅取得応援事業と子育て世代住宅取得応援事業の併用はできません。

※山口県が実施する『三世帯同居・近居奨励事業』とは要件の異なる制度です。

※平成27年度より実施した同事業とは要件が異なります。詳細はお問い合わせください。



○行政相談委員

平成29年4月1日

櫻井済美さん(大國木)

高橋邦子さん(城南)

櫻井済美さん・高橋邦子さんが、総務大臣から田布施町の行政相談委員を委嘱されました。

国の行政機関、独立行政機関、特殊法人などの仕事に関する苦情・要望を受け付け、公正中立の立場から関係機関に必要なあつせんを行います。
人権擁護委員と困りごと相談を受け付けています。

○人権擁護委員

平成29年4月1日

長迫晃さん(麻郷団地)

長迫晃さんが、法務大臣から田布施町の人権擁護委員を委嘱されました。
人権問題のほか、みなさんの身近な困りごとについて相談相手となり、問題を解決する手助けを行っています。

本町では、錢谷忠義さん・谷茂子さん・岩本宏司さんも人権擁護委員として活動しています。